

メキシコ税制改正の最新動向

KPMG メキシコ

ケレタロ事務所 シニアマネジャー 安崎 修二

ティファナ事務所 マネジャー 貞國 真輝

2014年3月12、13、14日に東名阪においてKPMG ジャパン、メキシコ大使館商務部 PROMEXICOの主催で、「メキシコ税制改正セミナー」を開催いたしました。昨今、メキシコは北米、中南米地域の重要戦略製造拠点と位置付けられ、日本の自動車メーカーや部品メーカーによる大規模な新規投資や既存事業の拡大が活発に行われております。こうした折に、昨年2013年10月31日にメキシコ通常国会において、2014年度の税制改正案が可決され、2014年1月から既に施行されています。

本稿ではセミナー内でもご紹介した今回の改正内容について解説しています。なお、本文中の意見は、筆者の私見であることをお断りいたします。



やすぎき しゅうじ
安崎 修二
ケレタロ事務所
シニアマネジャー



さだくに まさてる
貞國 真輝
ティファナ事務所
マネジャー

【ポイント】

- 企業単一税 (IETU) の廃止や付加価値税 (IVA) の税率統一など税体系は一部簡素化された。
- 個人所得税率の引き上げ、各種損金算入制限など個人・企業にとって増税となる改正項目が多い。
- 海外居住者への配当金に対する源泉税の新設、保税加工プログラム (IMMEX) による輸入 IVA 支払繰延の原則廃止、メキシコ法人 (マキラドーラ企業) への税務特典の廃止など、外資企業に影響を与える改正も含まれている。

I 総論

2013年10月31日に2014年度のメキシコ税制改正案が可決されました。

本改正は2012年に発足したペニャ・ニエト政権による最初の本格的な税制改正となります。本改正については、対GDP比率での徴税率の低さや税収不足を背景に、約6割を占めるといわれる非正規経済からの徴税強化、税体系を煩雑にしている企業単一税 (IETU) の廃止や付加価値税 (IVA) 税率の統一といった、税収基盤の拡大や税体系の簡素化が期待されました。

実際に成立した2014年税制改正を見ると、IETUの廃止やIVA税率の統一はなされたものの、各種改革をめぐる政治的な背景もあり、IVAの食品や医薬品への課税は見送られ、また、現金入金税 (IDE) が廃止されるなど非正規経済からの徴



税は後退したと考えられます。一方で個人所得税率の引き上げ、各種損金算入制限など、現在納税をしている企業・個人にさらなる税負担を強いるような改正となっています。

また、海外居住者への配当金に対する源泉税の新設、保税加工プログラム (IMMEX) による輸入 IVA 支払繰延の原則廃

止、マキラドーラ企業への税務恩典の廃止など、外資企業に影響を与える改正も含まれています。

なお、ペニャ・ニエト大統領は、本改正を2018年まで原則変更しない旨の声明を発表しています。

II 主な改正内容

以下に、日系企業に影響があると考えられる主な改正内容について解説します。

1. 企業単一税 (IETU) 廃止

前政権により法人所得税 (ISR) のミニマムタックスとして2008年から導入されたIETUは、利益ではなく、キャッシュフローを課税対象とした法人税であり、従来のメキシコの税体系は企業にISRとIETUの2つの異なる法人税が存在する特徴的なものでした。企業は、ISRとIETUのいずれか高い方を支払うこととなっていたため、2つの税金計算を義務付けられており、実務上、大きな負担となっていました。

本改正により、IETUが廃止され、ISRに一本化されたことで企業にとっては作業負担の軽減が見込まれます。

なお、IETUを前提として税効果会計を適用していた場合、本改正によりISRを前提とした税効果会計を適用するため、留意が必要です。

2. 海外居住者への配当に対する源泉税

従来、メキシコから日本や米国の親会社に対して配当を行う場合、源泉税は課税されませんでした。本改正により、2014年以降に稼得した利益から配当を行う場合は、10%の源泉税が課されることになりました。

日本の親会社への配当の場合は、日墨租税条約の適用により、源泉税率が5%または0%に軽減できる可能性があるため、条約適用可否の検討が必要となります。

また、源泉税率が0%に軽減されない場合には、日本側で税額控除できず、グループ全体の税金費用を増加させることになるため、配当政策や資本政策等も含めた、投資回収方法についての検討も必要となると考えられます。

3. 法人所得税率30%を継続

2014年度以降、所得税率が29%、28%と段階的に引き下げられる予定でしたが、当面30%が継続されることになりました。

4. 個人所得税の最高税率35%に引き上げ

従来、30%だった個人所得税の最高税率が35%に引き上げられました。

駐在員の給与を個人所得税控除後の金額ベースで保障している場合などは、企業にとっては実質的にコスト増となります。

5. 従業員への特定の報酬の損金算入限度

本改正により、従業員にとって個人所得税上で課税されていないボーナス、時間外手当等の報酬について、非課税部分の53%または47%までしか、法人所得税上、損金算入できないこととなりました。

6. 国境地域等の付加価値税 (IVA) を16%に統一

従来、国境地域等の一部の地域はIVA税率11%が適用されていましたが、2014年以降、メキシコ全土が16%に統一されることになりました。

7. 保税加工プログラム (IMMEX) 等による一時輸入に対して輸入付加価値税 (IVA) を原則課税

従来、IMMEXプログラム等を利用して一時輸入というステータスで輸入した場合には、再輸出を条件に財の輸入にかかるIVA16%の支払が免除されていましたが、2015年1月以降は一時輸入に輸入IVAが原則課税されることになりました。

ただし、2014年中に、税務当局に申請し、認定を受けた場合には、2015年以降も引き続き輸入IVAの保税が可能となります。本申請は2014年4月1日以降、会社の所在地などに応じて順次登録申請をすることになります。(図表1参照)

一時輸入制度を利用している企業は、申請の可否および時期について、検討する必要があります。

8. タックスレポート制度の変更

従来、メキシコでは、一定以上の規模の会社は、税務申告書の他に、原則として、タックスレポートと呼ばれる書類(税務申告における会社のコンプライアンス状況を証明する書類)を提出する義務がありました。

また、タックスレポート、および、タックスレポートの一部である財務諸表には、公認会計士の監査が必要とされていたため、実質的に、タックスレポートに対する監査が、メキシコにおける法定監査として機能していました。

しかしながら、2014年度改正により、タックスレポート提出が、原則義務から任意へと変更されたため、事実上、メキシコにおいて、法定で義務付けられる監査はなくなりました。

図表1 認定制度の申請スケジュール(2014年)

地域	申請期間
新認定企業 (NEEC) Deposito Fiscal を持つ自動車組立および製造企業	4月1日～30日
北部太平洋地域 (バハ・カリフォルニア等)	4月15日～5月15日
北東地域 (ヌエボ・レオン等)	6月3日～7月3日
中央北地域 (チワワ、サカテカス等)	7月7日～8月7日
中央地域 (メキシコシティ、ケレタロ、グアナファト、サンルイスポトシ等)	8月7日～9月8日
西南地域 (アグアスカリエンテス、ハリスコ等)	9月22日～10月22日
申請漏れ	10月22日以降

タックスレポートを提出している会社は、税務調査の際に、一旦、税務当局への対応は監査を担当した会計士が行うため、会社の税務調査時の負担を軽減できるというメリットがあります。

また、事実上、法定で義務付けられる監査がなくなったことから、会社にとっての、タックスレポート監査や財務諸表監査の必要性 (内部管理や連結財務諸表監査目的等) について見直しを行い、各社の状況に適した監査の必要性について再検討が必要となります。

9. マキラドーラ企業への増税

特に国境付近では、メキシコの安い労働力を利用するため、外国企業 (通常は米国企業) の資産 (設備、在庫) をメキシコ法人 (マキラドーラ企業) に貸与し、メキシコで輸出向け製品の製造を行う、マキラドーラという形態で事業を行っているケースがあります。

マキラドーラ企業には従来より税務特典が認められていましたが、本改正によりマキラドーラ企業に対して以下のような制限が設けられ、マキラドーラ企業にとって、実質的に増税となる可能性が高くなっています。

(1) マキラドーラ企業要件の厳格化

マキラドーラの生産活動の売上は、すべてマキラドーラオペレーション (外国企業向けのマキラサービス売上) から生じる必要があります。

(2) マキラドーラ企業への税率

従来、大半のマキラドーラ企業は、実質的に、法人税率が17.5%となる税務上の特典を受けていましたが、本改正により、通常の企業と同様に税率30%が適用されることになりました。

(3) 移転価格制度

マキラドーラ企業は、関連者との取引について、本改正により、従来、認められていた会社独自の移転価格スタディによる価格設定が採用できなくなり、セーフハーバー (総資産の6.9%と総費用の6.5%のいずれか高い方を課税所得とする方法) か、APA (事前確認制度) のいずれかを選択する必要があります。

【バックナンバー】

「メキシコ投資に係る留意点」
(AZ Insight Vol.51/May 2012)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうお願いいたします。

KPMG メキシコ
ケレタロ事務所
シニアマネジャー 安崎 修二
TEL: +52-442-242-0984 (代表番号)
shujiyasuzaki@kpmg.com.mx

ティファナ事務所
マネジャー 貞國 真輝
TEL: +52-664-608-6500 (代表番号)
masaterusadakuni@kpmg.com.mx

メキシコデスク
有限責任 あずさ監査法人
パートナー 吉田 幸司
TEL: 03-3548-5805 (代表番号)
koji.yoshida@jp.kpmg.com

マネジャー 上村 紘之
TEL: 06-7731-1102 (代表番号)
hiroyuki.kamimura@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.